

「カメラ画像利活用に関する配慮事項ガイドブック（案）」へのご意見一覧
 （本則の構成や記載範囲に係るご意見）

資料 4-2-A
 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会
 2016/10/7

項番	ご意見概要	事務局案
1	2016/10/4付けで開始された「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（案）」のパブコメを反映するべき。 http://search.e-	現在、パブコメが開始されたところであり、ガイドライン（案）の記載を追記することは、未確定の文言が入り、可読性が下がることが考えられる。パブコメがかかっているガイドライン（案）の中で、該当箇所を注記し、参照する文書として明記するのは如何
2	「防犯カメラ」を対象に含めるか否か。 防犯目的で保存される元画像の取扱いをどのように記載するべきか。	本事業では、防犯カメラでこれまで蓄積したカメラ画像の利用ではなく、店舗や屋外に既存で設置されたカメラ画像の利用についてご審議頂いたものである。よって、“これから利活用する事業者”を対象としていることから、防犯目的で保存される元画像は対象外であることを明記する。
3	元画像の削除が解決策となるのか。一般消費者が感じる気持ち悪さの元凶は以下の2点であり、ここを解決しないといけないのではないかと。 ・個人の行動が解析されること ・解析結果が事業者間で取引されること	ご指摘の部分は、告知の配慮等を適用し、事業者において情報提供を行うことで、事業活動の透明性を広く周知することを述べている。
4	配慮事項としての言及範囲について。個人情報保護法に対する配慮以外で、プライバシー保護観点での配慮事項に言及されていない。	配慮事項は、プライバシー保護観点でも重要な点であることから、“はじめに”、“配慮事項”の冒頭で、『業務遂行上、個人情報を所持、または収集する者が、第三者にその個人情報を漏らさない、もしくは漏れないように注意を払い管理する事によって、生活者のプライバシーを尊重することが必要』であることを明記する。
5	全体の構成について。ガイドライン部分がどこであるか、前置きやガイドラインの解説事項等を簡単に見分けがつくようにすべき	表現を検討させて頂き、修正する。